独立行政法人国立美術館観覧料減免規則

制 定　平成１３年 ４月 ２日
平成１３年国立美術館規則 第１０号
［平成１４年 国立美術館規則第１２号］
［平成１４年 国立美術館規則第　５号］
［平成１４年 国立美術館規則第２９号］
［平成１９年 国立美術館規則第１６号］
［平成３０年 国立美術館規則第２６号］
［令和　８年 国立美術館規則第２１号］

（総則）
第１条　独立行政法人国立美術館観覧規則（平成１３年国立美術館規則第９号。以下「観覧規則」という。）第９条に定める観覧料の減免措置については，この規則の定めるところによる。

第２条　削除

第３条 学校教育活動の一環として展覧会の観覧を行う幼稚園児，小学生，中学生及び高校生の引率者は，無料とする。
２ 保育の実施の一環として展覧会の観覧を行う保育所入所の児童の引率者は，無料とする。

（身体障害者手帳等の所持者）
第４条　身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の所持者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第５項に規定する母子家庭等であることの証明のある者の展覧会の観覧料は，無料とする。
２　身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳の所持者の付添者１名については，前項の規定を適用する。ただし，重度の身体障害者等で２名以上の付添者を要する場合も，同様とする。

（美術館調査及び研修等）
第５条　美術館調査及び研修，その他の目的で展覧会又は所蔵作品上映及び特別上映（以下「上映会」という。）を観覧する者で独立行政法人国立美術館が設置する美術館の館長（以下「館長」という。）が適当と認める者の観覧料は，無料とする。

（老人福祉諸施設入所者）
第６条　老人福祉諸施設入所の者（付添者を含む。）であることを証明するものを有する者の展覧会の観覧料は，無料とする。

（国立映画アーカイブの上映会の減免措置）
第７条　国立映画アーカイブの観覧者で６５歳以上の年齢を証明するものを有する者に対しては，上映会の観覧料を大学生・高校生料金に減ずる。
２　第４条及び第６条の規定は，国立映画アーカイブの上映会の観覧料の減免について準用する。

（その他）
第８条　この規則に定めるもののほか，減免措置については，館長が別に定める。

附　則
この規程は平成１３年４月２日から実施し，平成１３年４月１日から適用する。

附　則
１　この改正規程は，次項に掲げるもののほか平成１４年１月１日から施行する。
２　第３条の規定については，平成１４年４月１日から適用する。ただし，平成１４年４月１日を会期に含む展覧会については，館長の定めるところにより，改正後の規定に準じた取り扱いをすることができる。

附　則

この改正規則は，平成１４年１１月２６日から施行する。

附　則

この改正規則は，平成１５年３月３１日から施行する。

附　則

この規則は，平成２０年４月１日から施行し，同日を会期に含む展覧会から適用する。

附　則

この規則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この改正規則は，令和８年９月１７日から施行する。ただし、改正前の観覧料を適用して開催する旨を周知している展覧会に係る観覧料については、なお従前の例による。